

政令第九十六号

電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令

内閣は、関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第九項及び第三十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（課税物件）

第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関税率法（以下「法」という。）第八条第九項の規定により、同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）を課する。

一 法の別表第二八二〇・一〇号に掲げる二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。第三条第一項において「電解二酸化マンガン」という。）

二 オーストラリア、スペイン、中華人民共和国又は南アフリカ共和国

三 この政令の施行の日から平成二十年十月十三日までの期間

2 この政令における原産地については、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第四条の二第四項に定めるところによる。

（税率）

第二条 特定貨物に課する暫定不当廉売関税の税率は、オーストラリアを原産地とするものにあつては二十九・三パーセント、スペインを原産地とするものにあつては十四・〇パーセント、中華人民共和国を原産地とするものにあつては四十六・五パーセント（貴州紅星發展大龍錳業有限公司（GUINZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO., LTD.）により生産されたもの（次条第二項において「特定電解二酸化マンガン」という。）にあつては、三十四・三パーセント）、南アフリカ共和国を原産地とするものにあつては十四・五パーセントとする。

（提出書類）

第三条 税関長は、電解二酸化マンガン又は保税工場若しくは総合保税地域において行われた電解二酸化マ

マンガンを原料の一部とする製造による製品である外国貨物を輸入しようとする者に対し、当該電解二酸化マンガンの原産地を証明した書類を提出させることができる。

2 特定電解二酸化マンガンを又は保税工場若しくは総合保税地域において行われた特定電解二酸化マンガンを原料の一部とする製造による製品である外国貨物を輸入しようとする者は、貴州紅星發展大龍錳業有限责任公司 (GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANES INDUSTRY CO., LTD.) の作成した当該特定電解二酸化マンガンの生産を証する書類
その他税率の適用のために必要な書類を税関長に提出しなければならない。

3 関税法施行令第六十一条第二項及び第三項の規定は第一項の書類について、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十八条の規定は前二項の書類について、それぞれ準用する。この場合において、関税法施行令第六十一条第二項中「同号の便益を受けようとする」とあるのは「その証明に係る」と、関税暫定措置法施行令第二十八条中「法第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは「当該証明に係る物品について法第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等がされる場合（以下この条において「蔵入れ申請等の場合」とい

う。）にあつては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合（蔵入れ申請等の場合を除く。）にあつては当該特例申告とする」と、「原産地証明書」とあるのは「電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第三条第一項又は第二項の書類」と、それぞれ読み替えるものとする。

（関税法の適用）

第四条 特定貨物に課する暫定不当廉売関税及び法の別表の税率（条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合にあつては当該特別の規定による税率、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合にあつては同号の税率とする。）による関税については、それぞれ別個の関税として関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二章の規定を適用する。

附 則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。